

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（161）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2021年2月15日号）

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2018年3月に生じた諸問題の2回目です。「原発・核兵器問題」「沖縄問題」「働き方改革問題」などを扱い、2018年3月を終了します。次回から2018年4月に入ります。）

第二節 原発・核問題

- （1）原発再稼働 （160号収載）
- （2）伊方原発廃炉問題 （160号収載）
- （3）原発は選択肢たりうるか？ （160号収載）
- （4）もんじゅ廃炉計画認可 （160号収載）
- （5）原発・核反対運動 （今号に収載）

（5）原発・核反対運動

①②2018年2月28日、静岡市内で「2018年3・1ビキニデー日本原水協全国集会・全体集会」が開かれ、850人が参加した（3月1日赤旗）。

③基調報告した安井事務局長は、“核兵器禁止条約が国際政治に新たな変化をつくりだした。核兵器の全面禁止・廃絶へ被爆国の運動の役割を發揮しよう”と述べた。その要旨は大要次の通りである（前掲赤旗）。

今年の全国集会は、これまでになく重要な意義を持っています。核兵器禁止条約の実現や核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のノーベル平和賞の受賞に示されているように「核兵器のない世界」をめざす人類的事業において、市民社会の役割が飛躍的に高まっているからです。

昨年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。核兵器は人類史上はじめて明文上も違法化され、核保有国は政治的・道義的責任を問われることになりました。禁止条約の採択は、国際政治に新たな変化をつくり出しています。禁止条約を支持し、調印・批准を求める声は国際政治の圧倒的多数です。昨年9月20日に条約の調印が開始され、56カ国が調印し、5カ国が批准しています。

2月2日、米トランプ政権は、新たな核政策指針「核態勢見直し」（NPR）を公表しました。核兵器の禁止・廃絶を求める世界の流れに逆行するものであり未来はありません。

国際的にも、また核保有国をはじめ各国レベルでも、条約への参加を求める圧倒的世論をつくりましょう。2020年までに世界数億をかかえる「ヒバクシャ国際署名」の目標を実際に達成する構えに立って、世界の70億人、日本国民すべてを視野に入れて署名運動を展開しましょう。

私たちに課せられたもう一つの責務は、日本の政府に被爆国にふさわしい役割と責任を果たさせることです。

日本政府はアメリカに追随して禁止条約に反対し、NPRを「高く評価する」（河野太郎外相）と歓迎しました。被爆国の政府として「核の傘」から離脱することを求める世論の構築が強く求められています。

「禁止条約への署名・批准」を野党共闘の共通政策に押し上げ、安倍政権に迫る大きな運動を起こしましょう。

最後に、8月の原水爆禁止2018年世界大会に向けた行動提起を行います。

一つは、「ヒバクシャ国際署名」の国民的共同の前進に全力を挙げることです。

二つ目に、被爆の実相普及のため、運動にとりくみましょう。

三つ目に、日本政府が禁止条約を支持するよう、すべての議員に働きかけましょう。政府に禁止条約の支持・署名・批准を求める自治体意見書決議に取り組みましょう。

◎2018年2月28日、静岡県焼津市内で

「3・1ビキニデー」宗教者平和運動交流集会が開かれた（日本宗教者平和協議会開催）。

集会では、アピールが採択された（前掲赤旗）。

「核戦争阻止、核兵器廃絶、被爆者援護・連帯の実現を求めてきた私たち日本宗教者は、核兵器禁止条約の採択を歓迎するとともに、被爆国である日本政府がアメリカの『核の傘』から脱却し、すみやかに核兵器禁止条約に署名・批准するよう求めます。」

②②2018年3月4日（東日本大震災・福島事故から7年）、「原発ゼロの未来へ 福島とともに 全国集会」（主催・原発をなくす全国連絡会）が日比谷公園（野外音楽堂）で開かれた（3月5日赤旗）。

①主催者あいさつをした小田川全労連議長は、“原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟（原自連）が公表した「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」（原発ゼロ法案）に全面的に賛成し、実現へ力を尽くす。原発ゼロへ、福島とともに歩んでいこう”と述べた。

また原自連吉原会長は、“（原発ゼロ基本法案について）電力会社もつぶれない、立地地域の経済も困らない。困るのは原発の利権にまみれた一部の人たちだけだ。基本法実現へ大いに世論を盛り上げていこう”と述べた。

集会には、福島県から1800人が参加した。

その一人伊東「原発問題住民運動連絡センター」筆頭代表委員で「原発事故被害いわき市民訴訟」原告団長は、“福島県民は日本で最初に原発ゼロの県をめざして頑張る”と述べた。

志位共産党委員長は、「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」が発表した「原発ゼロ基本法案」について、“全面的に賛成。運転している原発は直ちに停止する。原発の再稼働は一切認めないという基本法の「肝」の考え方が生きる形で野党共同の法案をまとめていくために話し合っていきたい。原発ゼロの決断をしてこそ、自然エネルギーの飛躍的普及が現実になる”と述べた。

③2018年3月9日、立憲民主党、共産党、自由党、社民党が、全原発の速やかな停止・廃炉を掲げた「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」（原発ゼロ基本法案）を衆議院に共同提出した。

④2018年3月21日、オーストリア国民議会は、核禁条約を全会一致で批准した（3月23日赤旗）。これで同条約に署名した国は57、批准した国はオーストリアが6番目である（3月23日赤旗）。

⑤2018年3月27日、ベネズエラ政府は核禁条約の批准書を国連に寄託した（3月30日赤旗）。これにより署名国は57カ国、批准国は8カ国（批准書未提出のオーストリアを含む）とな

った（なお、同条約は50カ国目の批准書が国連に寄託された後、90日で発効）。

第3章 沖縄問題

(1) ①2018年3月7日、名護市新基地建設予定地付近の陸部分を走る辺野古断層楚久断層について、「活断層の疑いがある」と、報告書（名護市の新基地建設予定海域で沖縄防衛局が実施したボーリング調査など地質調査結果の報告書）に明記されていることが判明した（3月8日）。

これ迄政府は、国会で赤嶺参議院議員（共）の質問主意書に対し“活断層が存在するとは認識していない”と回答していたのである。

②2018年3月20日、名護市辺野古の米軍新基地建設の資機材搬入が強行された。

この動きを知った市民十数人が急遽集合し工事用ゲート前で抗議したが、機動隊が排除した（3月21日赤旗）。

(2) ①②2018年3月14日、名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐる、無許可で工事を行うのは違法だとして、県が国を相手として岩礁破碎の差し止めを求めた訴訟で、那覇地裁は県の訴えを却下した（3月15日赤旗・朝日新聞）。その理由を約めていけば、県の訴えは裁判所の審理対象となる「法律上の争訟」に当たらず不合法だとして仮処分の訴え（工事差し止め）を却けたが工事の違法性についての判断はせず「門前払い」とするものであった。

③訴訟の経緯につき略述すれば、次の通りである（前掲赤旗・河北新報参照）。

政府は、それ迄は工事のためには漁業法などに基づく県の漁業調整規則に基づき県の岩礁破碎許可が必要だという立場だったが、2018年3月末の許可（前知事による許可）の期限を前（2017年1月）に”地元漁協が漁業権を放棄した（同時に沖縄防衛局と損失補償契約を結んだ）の

同国外務省声明は、核兵器の使用は国際法と国際人道法の明白な違反だとして強く反対する立場を表明した（前掲赤旗）。

で許可は不要”として2017年4月に無許可のまま工事の一部である護岸工事に着手した。

そこで県は、2017年7月に工事差し止めの訴訟を提起した。”漁業法の趣旨等に照らすと、工事海域は知事免許（同法22条1項）を得ていないので漁業権が設定されている海域に当たり、無許可の工事を放置できない”として、工事差し止めを請求したのである（村上博「本件評釈」法律時報2018年5月号134頁以下参照）。

④この提訴に対し、那覇地裁は、主として以下の理由で訴えを斥けた。（i）行政事件を含む民事事件では審判対象は「法律上の争訟」（当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争）であってかつ、それが法令の適用により終局的に解決できるものに限られる（最高裁1981年4月7日判決参照）。

（ii）国または地方公共団体が提起した訴訟であって財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める場合には「法律上の争訟」に当たる。しかし、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益を目的とするものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り提訴が許される。

（iii）本件差止請求は、原告が財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護を求める場合に当たらず、行政権の主体として被告に対して行政上の義務の履行を求める訴訟であるから、「法律上の争訟」に当たらない。

また原告は本件水域に私法上の財産権に準じた権利を有しない。

(iv) 2002年最高裁判決が本件に妥当する(なお2002年判決については後掲河北新法の社説を参照のこと。小田中注記)。

③以上のことを主たる理由に那覇地裁は訴えを斥けた。

これに対する批判が学界から加えられた。

(i) 前記村上「評釈」は、言う。行政法学界から2002年最高裁判決に対する批判例えば行政訴訟は適法性という客観的要素を内在させた利益の保護・救済をカバーする訴訟制度として捉えるべきで、「法律上の争訟」概念については行政訴訟と民事訴訟とを同一の概念で把握するのは妥当でなく、行政訴訟の特質に即した概念に再構成する必要があり、その際に適法性をめぐる具体的

争訟性に配慮した「法律上の争訟」概念に再構成すべきである。

(ii) 辺野古事案は、2002年最高裁事案とは異なり、知事の許可権限行使の可能性が国の強引な態度によって無視され、権限行使のできない状態に追い込まれている事案なので、2002年最高裁判決の射程外であり、権利の存在自体が損なわれた場合と同視すべき場合と言えるので、「法律上の争訟」に該当する。

(iii) 那覇地裁判決・決定の結果、国が沖縄県と異なる法解釈をして強引に埋立工事を進め、知事の法的権限は有名無実化されている。このような横暴は、法治国家では許されてはならない。裁判所がこの問題を審査しなければ、国はやりたい放題となる。

④河北新報2018年3月18日付社説も、大要次のように批判した。

辺野古判決 司法の存在意義どこへ

司法の存在意義を自らおとしめる判決ではないのか。沖縄・辺野古の海の埋め立てをめぐる訴訟のことだ。

那覇地裁は実質的な審理に入らないまま、県側の敗訴を言いわたした。

よりどころにしたのが、兵庫県宝塚市のパチンコ条例をめぐる2002年の最高裁判例だ。

パチンコ店などの建築を規制する条例に従わず、業者が工事を強行した。中止を求めて市が提訴したのに対し、最高裁は条例の内容を検討することなく訴えを退けた。「行政が国民に対し単に条例や規則に従うよう求める裁判を起こすことはできない」との判断だった。那覇地裁は、相手が国民でなく国であっても変わらないとして、この判例を踏襲した

先の最高裁判例は学界から厳しい批判を浴びている。法に違反すると疑われる行為があり、公共の利益を担う自治体が裁判で待ったをかけようとしても、司法は取り合わない。そう言うに等しい判断だからだ。

基地移転という政治課題とは別に司法はいかなる役割を担い、紛争解決にあたるのかという、社会の仕組みの根幹にかかわる問題だ。他の自治体などの行動に与える影響も大きい。

判例に従っていれば、裁判官は悩む必要はなく、審理も楽だろう。しかしそれでは議論が進展せず、機能しない司法に対する不信が深まるだけだ。

今回、沖縄県は控訴する方針だという。高裁がその主張にどう向き合うか、注目したい。

⑤なお、3月28日、沖縄県は福岡高裁に控訴した。

第4章 働き方改革法案を巡る攻防

(1) ①② 2018年3月29日、自民党は厚生労働部会で安倍政府の「働き方改革」一括法案を了承した(3月30日赤旗)。

③同法案の要点は、(i) 裁量労働制の対象拡大の削除。(ii) 高度プロフェッショナル制度(残業代ゼロ制度)の創設。(iii) 残業時間を月100時間まで容認(中小企業には違反しても自主的改善に止める付則を加える)。(iv) 残業規制に向け、月60時間超の残業代割増率(50%)の、中小企業への適用の4年後先送り。(v) 正規・非正規雇用につき配置転換の有無(昇進コースか否か)による賃金格差の容認。(vi) 国の雇用施策につき、生産性向上・多様な就業形態の普及(前掲赤旗)。

④3月1日、安倍首相は参院予算委で、裁量労働制がかかわる部分を全面削除すると表明した。

その一方で安倍首相は、高度プロフェッショナル制度や、時間外労働(残業)を100時間まで認める「上限規制」については、予定通り国会提出の法案に盛り込む、と答弁した。

裁量労働制の全面削除の理由について、安倍首相は、裁量労働制をめぐる厚生労働省のデータにつき野党から追及を受けて、「精査せざるを得ない事態となったことを重く受け止める。実態について厚労省でしっかりと把握し直して議論し直す」と述べた。

⑤③裁量労働制とは、労働時間算定方法の特例である。つまり、通常は1日の労働時間は「労働開始時刻から労働終了時刻まで」で算定するが、裁量労働制では、労働の遂行方法(しかた)を労働者に大幅に委ねている場合で、労使が予め決めた一定時間だけ労働したものとみなして労働時間の算定に代える制度である(労基法38条の2～38条の4)。1987年に研究開発など専門業務に導入され、2000年から企画・立案などの「企画業務型」が導入された。

安倍内閣は、「働き方一括法案」に企画業務型を営業職に拡大する方針を盛り込んだが、削除せざるを得ない事態になった。

⑥つまりこの制度の対象業務を拡大し労働時間規制を一層緩めようとするのが、安倍政権の狙いである。

⑦安倍政府の裁量労働制の国会提出を阻止したのは、世論の批判の高まりであった。その重要な契機となったのが、データ捏造疑惑であった(3月2日赤旗)。

⑧この疑惑について、上西充子(法政大学教授)「裁量労働法制拡大をめぐるデータ『捏造』問題」法と民主主義2018年5月号が、その経緯と検証を行っている。これを参考として経過を述べれば次の通りである。

⑨経緯 (i) 2018年1月29日安倍首相は答弁でデータに言及。(ii) 同年2月14日安倍首相は同答弁を撤回。(iii) 同年2月19日厚労省はデータ比較が不適切だったと説明。(iv) 安倍首相は同年3月1日裁量労働制拡大を法案から削除。(v) 安倍首相は同年3月23日データを撤回。

⑩裁量労働制の「比較データ」問題

(i) “厚労省調査によれば、裁量労働制で働く人の労働時間の長さは、平均の人に比べて一般労働者よりも短いというデータがある”とする安倍答弁(2018年1月29日衆議院予算委)。

(ii) 同年1月31日参議院予算委で加藤厚労相は、同一の「データ」に言及し、調査名は平成25年度労働時間等総合実態調査、労働時間数は平均的な一般労働者は9時間37分、企画業務型裁量労働制労働者は

9時間16分と述べた。(iii) 同年2月7日、9時間37分というデータの根拠を示すよう長妻議員(立憲民主党)が(上西教授と連携して)厚労省に求めて提出させた。一般労働者の「平均的な人」の1日の法定時間外労働の集計表(FAX集

計表)である。この表では平均時間が1時間37分となって

いた。“これに法定労働時間の8時間を加えて9時間37分とした”というのが厚労省の説明だった。

2月14日、安倍首相により答弁の撤回がなされ、同日野党によるデータ問題の追及が始まった。

大きな論点は、FAX集計表の1時間37分だった。そのデータは公表されている冊子のデータと不整合なものだった。公表冊子で同じ一般労働者の「平均的な人」の1週間法定時間外労働をみると、その平均は2時間47分であった。(5で割ると1日当たり33分である。)

◎この「データ」に関わる調査項目が開示されたのは2月19日である。それによって判明したのは、一般労働者の「平均的な人」の1日の法定時間外労働は単なる1日のデータではなく、その月の「最長」の1日のデータだ、ということである。

④だが、一方で企画業務型裁量労働制の労働者の9時間16分は「最長」の一日のデータではない。つまり、一般労働者については「最長」の一日のデータを援用し、企画業務型裁量労働制についてはそうではない一日のデータを援用し、その性質の異なる両者を比較して、企画業務型裁量労働制の方が労働時間が短いという驚くべき答弁が、安倍首相によってなされたのである。

(2)ではこのデータ問題の背景にあるのは一体何か。

①第1に安倍内閣の「規制緩和」政策である。この政策の根底を形成しているのは、企業優越社会・企業中心国家を良しとする政策と思想である。このことは、第2次安倍政権発足直後の施政方針演説での安倍発言“世界で1番企業が活躍しやすい国を目指す”との一節によく表われている。

「裁量労働制」の対象拡大には、このような歪んだ政治思想に基づく政治・経済政策、すなわち長時間労働規制を緩和し、過労死を招きかねない「毒薬」がしかけられているのである。

②第2に安倍首相は、この「毒薬」を「比較データ」により「良薬」として偽装した。そして「意欲と能力のある労働者の自己実現の支援に資する」と称して、過労死を招く危険の大きい安倍流「働き方改革」を正当化したのである。

なお、この動きについては本稿(103)2018年9月15日号(2016年9月分)でも触れている。

(3)①「裁量労働制」と並んで、労働時間規制を大幅に緩めるのが「高度プロフェッショナル制度」である。

この制度の概要について、2018年3月2日参院予算委で小池議員(共)が行った安倍首相・加藤厚労相に対する質疑に対する答弁の中から抜き出してみる(3月3・4日赤旗)。

(i) 残業の3・6協定締結、割増賃金支払、休日・深夜労働割増賃金支払の必要はない。

(ii) 年間6000時間を超える労働をしても、104日休めば違法にならない(規制する規定はない)。

(iii) つまり年次有給休暇以外の労働時間はすべて適用除外とする。

(iv) 年収1075万円(残業代も含む)以上が対象となる。

この制度は、まさに「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」である。

②この問題につき、小池議員は次のように安倍首相を追及している。その大要を記す(前掲赤旗)。

「(小池) つまり「高プロ」は年次有給休暇以外の労働時間の規制をすべて適用除外とする。まさに「異次元の危険性」がある。対象労働者を労働時間管理の対象から外して、何時間働いても残業代を支払わなくてもいい。だから「残業代ゼロ

制度」と呼ぶほかない。働かせる側にとっては極めて使い勝手がいいが、働く側は何時間も長時間労働になる、歯止めがない。

(首相) その考えはない。

(小池) 実際に過労死は起きている。それを強行的に止める仕組みが労働基準法だ。その第1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない」となっている。この労働基準法でこんなゆるいことをしてしまったら、労働者は守れない。年間6000時間、働くことが違法とされない。こんな仕組みをつくってしまったらいいのか。これで「人たるに値する生活」を労働者は送ることができるか。

(首相) 「高プロ」はこれからつくる制度で、なにか問題が起こっているということではない。(高プロの適用については)書面で本人が希望することであり、平均給与の3倍、1075万円の方々であれば、相当の交渉力がある。成果に準ずる働き方を自ら選択し⑤なおかつ健康確保措置はとられている。

(小池) 同意があるというが、上司から言われたら拒否できない。年収要件が1075万円でごく一部だというが、経団連榊原会長は、年収要件の緩和を求めている。年収要件などはアリの1穴でどんどん広がるのではないか。

③2018年2月28日衆院予算委で、安倍首相は裁量労働制の全面削除・高プロ制度の維持の方針を答弁した

④その2日前の2月26日、雇用共同アクションは衆院第2議員会館前で抗議行動を行った。その一人、伊藤事務局長は次のように批判した(3月2日赤旗)。

「野郎6党の一致した追及と、労働者・労働組合、過労死家族のたたかいで裁量労働制の拡大は撤回させたことは大きな成果だ。

ただし、首相の言い回しを聞くと、データ捏造の責任を厚労省に押し付けて、手続に問題があったから今回は引っ込めるとしているようだ。

そうではなく、衆院で明らかになったように、安倍政権は対象拡大をするためにデータを捏造したのであり、裁量労働制そのものに問題があることを認めるべきだ。

長時間労働を招く裁量労働制は許さないというのが国民世論だ。その声に向き合うのなら、あらゆる労働時間規制を除外する高度プロフェッショナル制度も撤回すべきだ。残業時間の上限を100時間未満とすることも、過労死を合法化するもので、上限の大幅な短縮が必要だ。いまでも過労死が起きている。長時間労働に苦しむ労働者や、遺族らの声に真摯に向き合い、実効性ある規制をするようかじを切るべきだ。

⑤このような声を裏切り、2018年4月6日、「働き方改革」一括法案は閣議決定され、6月29日参院本会議で可決・成立した(このことについては後述予定)

(了)